

## 公益社団法人日本ペタンク・プール連盟

### 旅費支給規程

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・プール連盟（以下「本法人」という。）の役職員等が、本法人の用務のために旅行した場合に支給する旅費に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本法人の役職員等が、本法人の用務のために専務理事の命令又は承認を受けて旅行した場合は、旅費を支給する。

第3条 前条の規定により支給する旅費は、交通費（航空機、鉄道、船、バス等の料金）、宿泊費及び日当とする。

2 外国旅行の場合にあつては、前項に規定するもののほか、旅券発給その他外国旅行に必要な諸手続及び傷害保険の加入に要する費用相当額を支給する。ただし、機内泊については、宿泊費は支給しない。

第4条 交通費は、出発地から目的地までに通常用いられる最も経済的かつ効率的な経路及び交通手段を用いた場合の実費相当額を支給する。ただし、用務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、通常用いられる最も経済的かつ効率的な経路及び交通手段を用いることができなかつたときは、次善の経路及び交通手段を用いた場合の実費相当額を支給する。

2 本法人の役職員等が、本法人主催大会に係る用務のため旅行する場合で、同大会に選手として出場するときは、前項の規定にかかわらず、交通費については実費相当額の半額のみを支給する。

3 旅行者が航空機を利用する場合にあつては、市中に割安の料金があるときは、可能な限りこれを利用しなければならない。

4 事務局は、本条の適用に関し、経路の決定、予約の確保、航空券の購入その他、旅行者の便宜を図るように努めなければならない。

第5条 宿泊費は、国内旅行にあつては、目的地の最寄りの駅周辺のビジネスホテルのシングルルーム料金（朝食付き）で1泊当たり9,000円を限度として、実費相当額を支給する。

2 外国旅行の場合の宿泊費については、宿泊地の物価水準等を勘案して専務理事が支給額を決定する。

3 事務局は、本条の適用に関し、宿泊地のホテルに関する情報の収集提供、予約の確保その他、旅行者の便宜を図るように努めなければならない。

第6条 日当は、一日あたり国内旅行の場合は、2,000円、外国旅行の場合は3,000円を支給する。

2 専務理事は、本法人の役職員等以外の者に支給する日当については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額を超える額を決定することができる。

附 則 この規程は、本協会設立の日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。